

東金市の中間前金払制度について

1 目的

建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工を確保することを目的として中間前金払制度の導入を行う。

2 制度の概要

当初の前金払（契約金額の4割）を支払った建設工事において、一定の要件を満たした場合に、契約金額の2割以内の額を前払金に追加して支払うことを中間前金払という。

3 対象工事

対象工事は、契約金額（消費税等の税を含む。以下同じ）が500万円以上の土木建築に関する工事とし、当初の前払金を受領していることが必要。

4 中間前払金請求の条件

中間前払金の支払いを希望する場合は、次の条件を確認できることが重要となる。

- (1) 契約締結時に中間前金払と部分払の選択に係る届出（第3号様式）を提出し、中間前金払が選択されていること。

* 中間前金払の対象は請負代金額が500万円以上、部分払の対象は請負代金額が1,000万円以上となっているため、1,000万円以上の場合に提出が必要となる。

- (2) 工期の2分の1を経過していること。

- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

* 工期の2分の1に該当する作業が完了していること。

- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

5 中間前払金請求に係る手続き

(1) 認定資料の提出

- ・ 中間前金払に係る認定請求書兼申出書（第4号様式）
- ・ 工事履行報告書
- ・ 工程表（工事の進捗状況を表示したもの）
- ・ 出来形率が確認できる算定表（金額が確認できる根拠）

※受注者は、発注者が求める資料を揃えて、中間前金払の要件を満たしていることの確認を、発注者に請求する。

※発注者は、提出された認定資料により審査する。

（原則、書類審査となる。）

(2) 「中間前金払に関する認定調書（第5号様式）」の交付

※発注者は、認定請求（資料）に基づき要件を満たしているかを確認し、受注者に認定調書を交付する。

※部分払のような出来形検査は行わない。ただし、提出を受けた資料に疑義がある場合は、追加資料の提出及び現場立会を求めることある。

(3) 保証事業会社への中間前払金保証の申し込み

※受注者は、保証事業会社に中間前払金保証の申込をし、保証証書の発行を受ける（所定の手数料がかかる。）。

(4) 「前払金請求書（第2号様式）」の提出

※受注者は、保証事業会社が発行した「中間前払金保証証書」を添えて前払金の請求書を発注者へ提出する。

(5) 中間前払金の支払

※発注者は、支払請求を受けた後14日以内に、受注者の指定口座に振り込む。

【お問い合わせ】

東金市総務部財政課

担当：契約検査係

TEL：0475(50)1125